

## 平成 28 年度医療機能情報定期報告状況

【医療機能情報提供制度とは】 住民が医療機関にかかる場合、医療機関が患者に提供する治療、サービスなどの情報（「医療機能情報」）を知って医療機関を選択できるように、医療法第6条の3に基づき平成19年4月から開始された制度です。

- 【制度の概要】
- ・医療機関は、自院の提供する医療機能情報を、都道府県知事に年に1回以上報告しなければなりません。同時に医療機関は、都道府県知事に報告した医療機能情報の内容を記載した書面を、院内で閲覧できるようにしておくことが必要となります。
  - ・都道府県知事には、報告を受けた医療機能情報を、インターネット等で住民に対してわかりやすく提供することが義務付けられています。

種別	病院				診療所				歯科診療所				助産所				合計				(参考)
	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	
調査件数(a)	654				13,261				10,859				364				25,138				
報告状況	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	オンライン	紙	合計	報告率	(参考)
平成29年1月1日 現在	516	7	523	80.0%	7,126	804	7,930	59.8%	5,524	991	6,515	60.0%	143	20	163	44.8%	13,309	1,822	15,131	60.2%	オンライン率 =オンライン/ 合計×100
2月:ハガキで再依頼																					
平成29年3月1日 現在	578	13	591	90.4%	9,083	1,201	10,284	77.6%	6,900	1,341	8,241	75.9%	188	37	225	61.8%	16,749	2,592	19,341	76.9%	
平成29年5月1日 現在	602	25	627	95.9%	9,156	1,319	10,475	79.0%	6,908	1,425	8,333	76.7%	189	38	227	62.4%	16,855	2,807	19,662	78.2%	

(参考)

平成28年5月1日 現在	552	21	573	88.3%	9,186	1,342	10,528	80.5%	6,630	1,470	8,100	74.9%	184	33	217	62.9%	16,552	2,866	19,418	78.0%	85.2%
平成27年5月1日 現在	574	10	584	90.8%	9,169	1,522	10,691	82.4%	6,740	1,596	8,336	77.2%	172	32	204	61.3%	16,655	3,160	19,815	80.0%	84.1%
平成26年5月1日 現在	577	10	587	90.4%	8,646	1,611	10,257	79.6%	6,398	1,695	8,093	75.0%	162	37	199	61.0%	15,783	3,353	19,136	77.6%	82.5%
平成25年5月1日 現在	566	10	576	89.6%	8,432	1,744	10,176	41.4%	6,261	1,776	8,037	74.6%	169	36	205	62.7%	15,428	3,566	18,994	77.3%	81.2%

「オンライン」報告 ⇒ 医療機関自らが、インターネットを通じて自医療機関の医療機能情報を追加・修正し、東京都へ報告する方法。  
「紙」報告 ⇒ インターネット環境が無い(または使用できない)医療機関に対しては、東京都が当該医療機関の医療機能情報を紙面に印刷・送付し、医療機関が赤字訂正した紙面情報を東京都へ報告する方法。

※ 医療機関が定期報告時はオンラインにより報告したが、その後、「医療機能情報変更報告書」により変更報告をした場合等については、上記統計では、「紙」報告としてカウントしている。(例:ゴールデンウィークの休診日 etc.)